

鹿屋市告示第 24 号

鹿屋市建設工事請負工事契約約款の一部を改正する告示を次のように定めた。

令和 8 年 1 月 28 日

鹿屋市長 中 西 茂



令和 8 年 1 月 22 日 決 裁

鹿屋市建設工事請負工事契約約款の一部を改正する告示

鹿屋市建設工事請負工事契約約款（平成18年鹿屋市告示第8号）の一部を次のように改正する。

建設工事請負契約書7中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改める。

第3条中「従い」の次に「、当該」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 受注者は、発注者が請負代金内訳書の提出を求めたときは、これに応じなければならない。この場合において、請負代金内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。

第4条の次に次の1条を加える。

（適正な労務費の確保等）

第4条の2 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

- 2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

(2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

(1) 前項第1号に規定する支払に関する書面

(2) 前項第2号に規定する支払に関する書面

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

第18条に次の1項を加える。

5 発注者は、第2項又は第3項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第52条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第53条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第21条に次の1項を加える。

9 発注者は、第4項、第6項又は前項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第52条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第53条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第32条第1項中「前払金」の次に「（中間前払金を除く。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、前払金の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第32条に次の1項を加える。

2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、

支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

附 則

この告示は、令和８年１月28日から施行する。